

医政第29号
平成23年4月5日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部長
(公 印 省 略)

「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の
一部改正について

このことについて、厚生労働省医政局長から別添(写)のとおり通知がありましたので、送付します。

なお、下記団体へは、別途送付しておりますので、申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県薬剤師会
社団法人 熊本県看護協会
熊本県公的病院長会
全日本病院協議会熊本県支部
全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策課 総務・医事班(担当:富野)

TEL:096-333-2205

FAX:096-385-1754

メール:tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp

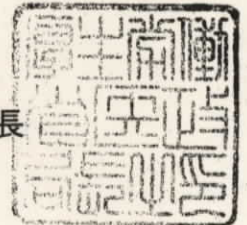




医政発 0331 第 5 号
平成 23 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

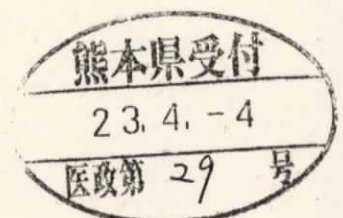


「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の
一部改正について

情報通信機器を応用し診療の支援に用いるいわゆる遠隔診療（以下単に「遠隔診療」という。）については、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）により、その基本的考え方及び留意事項を示しているところである。

今般、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針について」を受けて、厚生労働科学研究において一定の遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められた 2 種類の疾患（在宅脳血管障害療養患者及び在宅がん患者）を例示に追加するなど、遠隔診療が認められるべき要件を明確化するため、別紙のとおり改正することとした。

貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等へ周知方願いたい。



新

旧

1 基本的考え方 (略) 2 留意事項 (1)・(2) (略) (3) (1) 及び (2) にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。 ア (略) イ アに準ずる場合であって、直近まで相当期間にわたって慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療（例えば別表に掲げるもの）を実施する場合 (4)～(9) (略)	1 基本的考え方 (略) 2 留意事項 (1)・(2) (略) (3) (1) 及び (2) にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。 ア (略) イ アに準ずる場合であって、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療（例えば別表に掲げるもの）を実施する場合 (4)～(9) (略)
---	--

別表

遠隔診療の対象	内容
(略)	(略)
在宅脳血管障害療養患者	在宅脳血管障害療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

別表

遠隔診療の対象	内容
(略)	(略)

在宅がん患者	在宅がん患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。